社会福祉法人梨の木福祉会　役員等報酬規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人梨の木福祉会の役員等の報酬等について定めるものである。

（定　義）

第２条　本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員および苦情解決第三者委員をいう。

２　報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（理事の出席報酬等）

第３条　理事長及び理事が理事会、評議員会並びに評議員選任・解任委員会等の会議等に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

２　交通費は実費とする。

（監事の報酬等）

第４条　監事が理事会及び評議員会等に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日に併せて監事業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

２　監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合についても、別表１により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

３　交通費は実費とする。

（評議員の出席報酬等）

第５条　評議員が評議員会等の会議等に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

２　交通費は実費とする。

（評議員選任・解任委員会の出席報酬等）

第６条　評議員選任・解任委員会委員が当該委員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

２　交通費は実費とする。

（苦情解決第三者委員の勤務報酬等）

第７条　苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会の会議等に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日に併せて苦情解決第三者委員に係る業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

２　苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償金を支払うことができる。

３　交通費は実費とする。

（役員等に対する報酬等の支給制限）

第８条　役員に対して支給した各年度の報酬総額と、法人運営に必要な支出合計が各年度の法人運営費補助金を超えるに至ったときは、それ以降の役員に支給する報酬等については、第３条、第４条、第５条、第６条及び第７条の規定にかかわらず支給しないことができる。

（出張旅費）

第９条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表２により宿泊費、報酬及び旅費等を支給することができる。

２　旅費は、実費を支給する。

３　業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

４　旅費は実情を考慮し、増額することができる。

５　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第 10 条　施設の職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

（委　任）

第 11 条　この規程に規定するもののほか。実施の細部については、理事長が定める。

（改　正）

第 12 条　本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

（付　則）

この規程は、平成２９年６月１４日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。但し、平成２９年３月３１日までに開催する評議員選任・解任委員会についても適用する。

別表１　役員等報酬（日額）

名　　称	報　　酬	実費弁償費
理事の出席報酬等	５，０００円	実費相当額
監事の出席報酬等	５，０００円	実費相当額
評議員の出席報酬等	５，０００円	実費相当額
評議員選任・解任委員会委員の出席報酬等	５，０００円	実費相当額
苦情解決第三者委員の報酬等	５，０００円	実費相当額

別表２　旅費等（日額）

旅　費	宿泊費	宿泊を伴う出張に対しての日当	報　酬	その他必要経費
実　費	１５，０００円	２，０００円	５，０００円	実　費